	2）エネルギー貯蔵容量が10Wh以下で、かつ、当該物件を1.2mの高さから硬い水平面に落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 3）当該物件が、不測の作動を防止する措置がとられた装置に内蔵されており、かつ、強固な外装容器に収納されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。 4）輸送許容物件を含まないキャパシタは、1）の基準(ウ)を除く。)に従って輸送すること。
A187	1）加圧された物質が引火性のものである場合は、区分番号を2．1として割り当てること。なお、当該物質が液体であって、引火点が93℃以下である場合であっても当該区分番号を割り当てること。 2）加圧のために使用される高圧ガスは、区分番号が2．3又は副次危険性の区分番号が5．1のものであってはならない。 3）加圧された物質が、区分番号が6．1又は分類番号が8であって、等級が2又は3の輸送許容物件である場合は副次危険性を当該分類番号に割り当て輸送すること。ただし、等級が1の当該輸送許容物件は、当該品名で輸送してはならない。
A188	ニトログリセリンの濃度が1質量%を超え5質量%以下である場合で、かつ、包装基準371の要件を満たしていない場合にあっては、輸送を禁止する。
A189	1）当該物件の濃度が10質量%以上25質量%未満であるものは、国連番号が3334の物件として輸送すること。 2）当該物件の濃度が10質量%未満である場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。
A190	三フッ化ホウ素ガスを内蔵する中性子線探知機は、次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機以外の航空機により輸送することができる。ただし、当該物件に内蔵されるガスの収納量が1g以下であって、はんだ付けにより封入されている場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1）当該物件の内部圧力は20℃において105kPaを超えてはならない。 2）当該物件に内蔵されるガスの収納量は一の探知機において12.8gを超えてはならず、一の外装容器及び探知機を内蔵する装置における最大正味量は51.2gを超えてはならない。 3）当該物件は、セラミック材に金属をろう付けした構造であり、破裂強度は1800kPa以上でなければならない。 4）内蔵されているガスが十分吸収できる量の吸収材を詰め、プラスチック製の内張りがされた中間容器に収納し、外装容器は1.8mの高さから落下させても収納物の漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷を起こさないものでなければならない。また、探知機を内蔵する装置にあっても、当該ガスが十分吸収できる量により吸収材を適切な内張りがされた装置内に詰め、内蔵される探知機が、当該装置の強度により十分に保護されていない場合にあっては強固な外装容器に収納しなければならない。 5）本特別規定に従って輸送することについては、第17条第1項に規定する書類への記載を省略することができる。ただし、包装物の表面には、ラベルF及びラベルQを貼付しなければならない。
A191	当該物件に含まれる水銀が5kg以下の場合にあっては、副次危険性を表すラベルMの貼付は要しない。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。

別表第1備考第三十「表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、以下のとおりとする。」を「表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、以下のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。」に改める。

別表第1備考第三十(一)を次のように改める。

(1)　火薬類

「101」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器		
内装容器	中間容器	外装容器
国土交通大臣が行う検査に合格したものであること		

「114」は、次の容器及び包装等を示す。

湿性の固体を輸送する場合

組合せ容器		
内装容器	中間容器	外装容器
プラスチック袋	プラスチック袋 織布、プラスチックのコーティングが施されているか又は、内張り付きの袋 金属製容器 プラスチック製容器 木製仕切り	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4A，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N
織布袋		
樹脂クロス袋		
金属製容器		
プラスチック製容器		
木製容器		

(注)1）国連番号が0077、0234、0235及び0236に該当するものの容器は、鉛が含まれていないものに限る。

2）国連番号が0342に該当するものは、外装容器として1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1又は1H2が使用されている場合にあっては内装容器を使用せずに輸送することができる。

3）外装容器として防漏型の天板取り外し式のドラムが使用される場合は、中間容器を使用せずに輸送することができる。

乾性の固体を輸送する場合

組合せ容器	
内装容器	外装容器
クラフト紙袋	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4C1，4C2，4D，4F，4G
プラスチック袋	
粉末不漏性織布袋	
粉末不漏性樹脂クロス袋	
ファイバ板製容器	
金属製容器	
紙容器	
プラスチック製容器	
木製容器	
粉末不漏性樹脂クロス容器	